

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則
鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(衛生課)

◇告 示
鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則(健康対策課)
化製場等に関する法律第九条第一項による区域の指定(衛生課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 一 題名を「鳥取県化製場等に関する法律施行細則」に改めるとともに、「へい獣」及び「へい獣取扱場」という用語をそれぞれ「死亡獣畜」及び「死亡獣畜取扱場」に改めることとした。
- 二 この規則は、平成二年五月一日から施行することとした。

- 2 所要の経過措置を講じることとした。
- 3 次の規則について、所要の改正をすることとした。
 - 1 鳥取県収入証紙規則
 - 2 鳥取県本庁事務決裁規則
 - 3 鳥取県地方機関等事務決裁規則

◇鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

- 一 母子保健法による養育医療に対し被措置者等から徴収する措置費について、被措置者等の所得税額等による階層区分を十七区分(現行二十一区分)に、当該階層区分ごとに被措置者等から徴収する額を二千六百円から県支弁月額まで(現行五千四百円から県支弁月額まで)に変更することとした。
- 二 所要の規定の整備をすることとした。
- 三 この規則は、平成二年五月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講じることとした。

規 則

鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年四月二十七日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

鳥 取 県 規 則 第 二 十 二 号

鳥 取 県 へ い 獣 処 理 場 等 に 関 する 法 律 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 する 規 則
鳥 取 県 へ い 獣 処 理 場 等 に 関 する 法 律 施 行 細 則 (昭 和 五 十 九 年 九 月 鳥 取 県
規 則 第 六 十 一 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

題 名 を 次 の よう に 改 め る。

鳥 取 県 化 製 場 等 に 関 する 法 律 施 行 細 則

第 一 条 中 「 へ い 獣 処 理 場 等 に 関 する 法 律 」 を 「 化 製 場 等 に 関 する 法 律 」
に、「へい獣処理場等に関する法律施行令」を「化製場等に関する法律施
行令」に、「へい獣処理場等に関する法律施行規則」を「化製場等に関する
法律施行規則」に、「鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例」を
「鳥取県化製場等に関する法律施行条例」に改める。

第 二 条 の 見 出 し 中 「 へ い 獣 取 扱 場 」 を 「 死 亡 獣 畜 取 扱 場 」 に 改 め、 同 条
中 「 第 二 条 第 一 項 だ し 書 」 を 「 第 二 条 第 二 項 だ し 書 」 に 改 め る。

第 三 条 の 見 出 し 及 び 第 四 条 の 見 出 し 中 「 へ い 獣 処 理 場 等 」 を 「 化 製 場 等 」
に 改 め る。

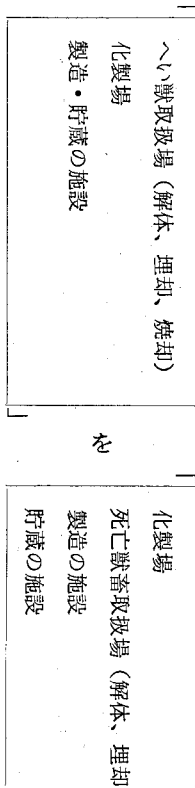
第 五 条 の 見 出 し 中 「 へ い 獣 処 理 場 等 」 を 「 化 製 場 等 」 に 改 め、 同 条 中 「
へい獣処理場」を「化製場若しくは死亡獣畜取扱場」に改める。

第 六 条 の 見 出 し 中 「 へ い 獣 処 理 場 等 」 を 「 化 製 場 等 」 に 改 め る。
第 七 条 の 見 出 し 中 「 へ い 獣 処 理 場 」 を 「 化 製 場 等 」 に 改 め る。

別 表 第 一 中 「 へ い 獣 取 扱 場 」 を 「 死 亡 獣 畜 取 扱 場 」 に、「へい獣等」を
「死亡獣畜等」に、「へい獣の」を「死亡獣畜の」に、「へい獣は」を「
死亡獣畜は」に、「へい獣を」を「死亡獣畜を」に改める。

様 式 第 一 号 中 「 へ い 獣 取 扱 場 外 解 体 (埋 却 ・ 焼 却) 許 可 申 請 書 」 や 「 死
亡 獣 畜 取 扱 場 外 解 体 (埋 却 ・ 焼 却) 許 可 申 請 書 」 と 「 へ い 獣 取 扱 場 外 に 」
や 「 死 亡 獣 畜 取 扱 場 外 に 」 と 「 へ い 獣 の 」 や 「 死 亡 獣 畜 の 」 と 「 鳥 取
県 へ い 獣 処 理 場 等 に 関 する 法 律 施 行 細 則 」 や 「 鳥 取 県 化 製 場 等 に 関 する 法
律 施 行 細 則 」 と 「 へ い 獣 取 扱 場 外 で 」 や 「 死 亡 獣 畜 取 扱 場 外 で 」 と 改
め る。

様 式 第 二 号 中 「 へ い 獣 処 理 場 (製 造 ・ 貯 蔵 の 施 設) 設 置 許 可 申 請 書 」 や
「 化 製 場 (死 亡 獣 畜 取 扱 場 ・ 製 造 の 施 設 ・ 貯 蔵 の 施 設) 設 置 許 可 申 請 書 」
と 「 へ い 獣 処 理 場 (製 造 ・ 貯 蔵 の 施 設) の 」 や 「 化 製 場 (死 亡 獣 畜 取 扱
場 ・ 製 造 の 施 設 ・ 貯 蔵 の 施 設) の 」 と 「 鳥 取 県 へ い 獣 処 理 場 等 に 関 する
法 律 施 行 細 則 」 や 「 鳥 取 県 化 製 場 等 に 関 する 法 律 施 行 細 則 」 と



「焼却」
に 改 め る。

様 式 第 三 号 中 「 へ い 獣 処 理 場 (製 造 ・ 貯 蔵 の 施 設) 構 造 設 備 変 更 届 出 書 」
を 「 化 製 場 (死 亡 獣 畜 取 扱 場 ・ 製 造 の 施 設 ・ 貯 蔵 の 施 設) 構 造 設 備 変 更 届
出 書 」 と 「 へ い 獣 処 理 場 (製 造 ・ 貯 蔵 の 施 設) の 」 や 「 化 製 場 (死 亡 獣

畜取扱場・製造の施設・貯蔵の施設)の」及び「へい獣処理場等に関する法律」を「化製場等に関する法律」と改める。

様式第九号中「へい獣処理場(製造・貯蔵の施設)構造設備以外変更届出書」や「化製場(死亡獣畜取扱場・製造の施設・貯蔵の施設)構造設備以外変更届出書」及び「へい獣処理場(製造・貯蔵の施設)の」や「化製場(死亡獣畜取扱場・製造の施設・貯蔵の施設)の」及び「鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則」や「鳥取県化製場等に関する法律施行細則」を「鳥取県化製場等に関する法律施行細則」と改める。

様式第五号中「へい獣処理場(製造・貯蔵の施設)経営停止(廃止・再開)届出書」や「化製場(死亡獣畜取扱場・製造の施設・貯蔵の施設)経営の停止(廃止・再開)届出書」及び「へい獣処理場(製造・貯蔵の施設)の」及び「化製場(死亡獣畜取扱場・製造の施設・貯蔵の施設)の」及び「鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則」や「鳥取県化製場等に関する法律施行細則」と改める。

様式第六号中「鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則」や「鳥取県化製場等に関する法律施行細則」と改める。

様式第七号中「へい獣処理場等に関する法律」や「化製場等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二年五月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則の規定により行われた届出、申請その他の手続は、それぞれこの規則による改正後の鳥取県化製場等に関する法律施行細則の相当規定によって行われたものとみなす。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

3 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号(1)中「鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例」を「鳥取県化製場等に関する法律施行条例」に改める。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

4 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二衛生課の項部長専決事項の欄第九号中「へい獣処理場等に関する法律」を「化製場等に関する法律」に改め、同項課長専決事項の欄第十五号中「へい獣処理場等に関する法律」を「化製場等に関する法律」に改め、同号(1)中「へい獣処理場」を「化製場又は死亡獣畜取扱場」に改め、同号(2)中「へい獣処理場」を「化製場若しくは死亡獣畜取扱場」に改め、同欄第十五号の二中「鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則」を「鳥取県化製場等に関する法律施行細則」に改め、同号(1)及び(2)中「へい獣処理場等」を「化製場等」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

5 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第二十二号中「へい獣処理場等に関する法律」

を「化製場等に関する法律」に改め、同号(一)中「へい獣取扱場」を「死亡獣畜取扱場」に、「へい獣の」を「死亡獣畜の」に改め、同号(二)中「へい獣処理場」を「化製場若しくは死亡獣畜取扱場」に改め、同号(三)中「へい獣処理場」を「化製場又は死亡獣畜取扱場」に改め、同項第二十三号中「鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行細則」を「鳥取県化製場等に関する法律施行細則」に改める。

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十三号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第三号第二欄中「（そのいずれかが、保護を受けておらず、かつ、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し又は基準年度の分の所得税額がある者である場合に限る。）」を「（その全員が保護を受けていない場合で、その全員又はいずれかの者が、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し、又は基準年度の分の所得税額があるときに限る。）」に改め、同表第九号第二欄中「（そのいずれかが、保護を受けて

おらず、かつ、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し又は基準年度の分の所得税額がある者である場合に限る。）」を「（そのいずれかが保護を受けている場合を除く。）」に改め、同号第三欄中「別表第三」を「別表第六」に、「第四欄」を「第三欄」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

一 その全員に前年の分の所得税額がない場合	(一) その全員に前年度の分の市町村民税の所得割額がないとき	四、五〇〇円
	(二) そのいずれかの者に前年度の分の市町村民税の所得割額があると き	五、八〇〇円
二 そのいずれかの者に前年の分の所得税額がある場合	(一) 当該所得税額の合算額が四、八〇〇円以下のとき	六、九〇〇円
	(二) 当該所得税額の合算額が四、八〇〇円以上九、六〇〇円以下のとき	七、六〇〇円
	(三) 当該所得税額の合算額が九、六一〇円以上一六、八〇〇円以下のとき	八、五〇〇円
	(四) 当該所得税額の合算額が一六、八〇〇円以上二四、〇〇〇円以下のとき	九、四〇〇円

(甲) 当該所得税額の合算額が二四、〇〇一円以上三二、四〇〇円以下 のとき	一一、〇〇〇円
(乙) 当該所得税額の合算額が三二、四〇一円以上四二、〇〇〇円以下 のとき	一一、五〇〇円
(丙) 当該所得税額の合算額が四二、〇〇一円以上九二、四〇〇円以下 のとき	一六、二〇〇円
(丁) 当該所得税額の合算額が九二、四〇一円以上一二〇、〇〇〇円以下 のとき	一八、七〇〇円
(戊) 当該所得税額の合算額が一二〇、〇〇一円以上一五六、〇〇〇円以下 のとき	二二、一〇〇円
(己) 当該所得税額の合算額が一五六、〇〇一円以上一九八、〇〇〇円以下 のとき	二七、五〇〇円
(庚) 当該所得税額の合算額が一九八、〇〇一円以上二八七、五〇〇円以下 のとき	三五、七〇〇円
(辛) 当該所得税額の合算額が二八七、五〇一円以上三九七、〇〇〇円以下 のとき	四四、〇〇〇円

(甲) 当該所得税額の合算額が三九七、〇〇一円以上九二九、四〇〇円以下 のとき	五二、三〇〇円
(乙) 当該所得税額の合算額が九二九、四〇一円以上一、五〇〇、〇〇〇円以下 のとき	八〇、七〇〇円
(丙) 当該所得税額の合算額が一、五〇〇、〇〇一円以上一、六五〇、〇〇〇円以下 のとき	八五、〇〇〇円
(丁) 当該所得税額の合算額が一、六五〇、〇〇一円以上二、二六〇、〇〇〇円以下 のとき	一〇二、九〇〇円
(戊) 当該所得税額の合算額が二、二六〇、〇〇一円以上三、〇〇〇、〇〇〇円以下 のとき	一二二、五〇〇円
(己) 当該所得税額の合算額が三、〇〇〇、〇〇一円以上三、九六〇、〇〇〇円以下 のとき	一四三、八〇〇円
(庚) 当該所得税額の合算額が三、九六〇、〇〇一円以上とのとき	県支弁月額

別表第五の次に次の一表を加える。
 別表第六(第三条関係)

<p>一 その全員に前年の分の所得税額がない場合</p>	<p>(一) その全員が前年度の分の市町村民税を納付することを要しないと き 二、六〇〇円</p> <p>(二) その全員に前年度の分の市町村民税の所得割額がないとき 五、四〇〇円</p> <p>(三) そのいずれかの者に前年度の分の市町村民税の所得割額があると き 七、九〇〇円</p>
<p>二 そのいずれかの者に前年の分の所得税額がある場合</p>	<p>(一) 当該所得税額の合算額が三〇、〇〇〇円以下のとき 一〇、八〇〇円</p> <p>(二) 当該所得税額の合算額が三〇、〇〇〇円以上八〇、〇〇〇円以下のとき 一六、二〇〇円</p> <p>(三) 当該所得税額の合算額が八〇、〇〇〇円以上一四〇、〇〇〇円以下のとき 二二、四〇〇円</p> <p>(四) 当該所得税額の合算額が一四〇、〇〇〇円以上二八〇、〇〇〇円以下のとき 三四、八〇〇円</p> <p>(五) 当該所得税額の合算額が二八〇、〇〇〇円以上五〇〇、〇〇〇円以下のとき 四九、四〇〇円</p>
<p>六 当該所得税額の合算額が五〇〇、〇〇〇円以上八〇〇、〇〇〇円以下のとき</p>	<p>六五、〇〇〇円</p>
<p>七 当該所得税額の合算額が八〇〇、〇〇〇円以上一、一六〇、〇〇〇円以下のとき</p>	<p>八二、四〇〇円</p>
<p>八 当該所得税額の合算額が一、一六〇、〇〇〇円以上一、六五〇、〇〇〇円以下のとき</p>	<p>一〇二、〇〇〇円</p>
<p>九 当該所得税額の合算額が一、六五〇、〇〇〇円以上二、二六〇、〇〇〇円以下のとき</p>	<p>一二三、四〇〇円</p>
<p>十 当該所得税額の合算額が二、二六〇、〇〇〇円以上三、〇〇〇、〇〇〇円以下のとき</p>	<p>一四七、〇〇〇円</p>
<p>十一 当該所得税額の合算額が三、〇〇〇円以上三、九六〇、〇〇〇円以下のとき</p>	<p>一七二、五〇〇円</p>
<p>十二 当該所得税額の合算額が三、九六〇、〇〇〇円以上五、〇三〇、〇〇〇円以下のとき</p>	<p>一九九、九〇〇円</p>
<p>十三 当該所得税額の合算額が五、〇三〇、〇〇〇円以上六、二七〇、〇〇〇円以下のとき</p>	<p>二二九、四〇〇円</p>

当該所得税額の合算額が六、二七〇、〇〇一円以上のとき

県支弁月額

附 則

- 1 この規則は、平成二年五月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所等の措置に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所等の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第四百五十五号

化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第九条第一項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域を次のように指定し、平成二年五月一日から施行する。

昭和四十九年四月鳥取県告示第三百六十三号（へい獣処理場等に関する法律第九条第一項の規定による区域の指定について）は、平成二年四月三十日限り廃止する。

平成二年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 鳥取市の区域のうち 立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目、立川町六丁目、立川町七丁目、上町、中町、馬場町、江崎町、栗谷町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、湯所町一丁目、湯所町二丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目、御弓町、大榎町、大工町頭、包丁人町、掛出町、尚徳町、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、材木町、玄好町、元大工町、上魚町、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、鍛冶町、若桜町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、茶町、桶屋町、職人町、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、新町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、元魚町四丁目、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、川端五丁目、元町、戎町、寺町、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、弥生町、栄町、瓦町、今町一丁目、今町二丁目、末広温泉町、永楽温泉町、吉方、行徳、南町、寿町、新品治町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、薬師町、田園町一丁目、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、西品治、田島、松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、丸山町、古市、富安一丁目、富安二丁目、扇町、富安、東品治町、天神町、幸町、興南町、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目、吉岡温泉町、湖山町、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東五丁目、湖山町西一丁目、湖山町西二丁目、湖山町西三丁目、湖山町西四丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五

一 湖山町北六丁目、秋里、浜坂、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂三丁目、浜坂四丁目、浜坂五丁目、浜坂六丁目、浜坂七丁目、浜坂東一丁目、港町、岩倉、卯垣、卯垣一丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣五丁目、吉成、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成南一丁目、吉成南二丁目、叶一丁目、賀露町、古海、大杵、雲山、新及び正蓮寺

二 倉吉市の区域のうち 住吉町、湊町、東町、葵町、仲ノ町、荒神町、宮川町、宮川町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、研屋町、明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、福吉町、福吉町二丁目、金森町、旭田町、魚町、東仲町、西仲町、西町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、上井、上井町一丁目、上井町二丁目、西倉吉町、河原町、余戸谷町、八幡町、駄経寺町、駄経寺町二丁目、新陽町、海田東町、海田南町、海田西町、河北町、大平町、天神町、西福守町及び鴨川町

三 米子市の区域のうち 勝田町、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、糍町一丁目、糍町二丁目、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、昭和町、日野町、万能町、茶町、明治町、弥生町、塩町、末広町、大工町、愛宕町、祇園町一丁目、祇園町二丁目、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、日ノ出町、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、法勝寺町、紺屋町、四日市町、東倉吉町、西倉吉町、朝日町、尾高町、寺町、岩倉町、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、花園町、

東町、中町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町、西町、天神町一丁目、天神町二丁目、内町、車尾、皆生、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、上福原、東福原、西福原、米原、中島、旗ヶ崎、旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎二丁目、旗ヶ崎三丁目、旗ヶ崎四丁目、旗ヶ崎五丁目、旗ヶ崎六丁目、旗ヶ崎七丁目、旗ヶ崎八丁目、旗ヶ崎九丁目、三旗町、上後藤、両三柳、河崎、吉岡、熊党、蚊屋、青木、福市、大谷町、陰田町、日久美町、長砂町、陽田及び東町

四 境港市の区域のうち 岬町、花町、東雲町、入船町、朝日町、東本町、相生町、中町、末広町、日ノ出町、本町、栄町、松ヶ枝町、京町、明治町、馬場崎町、大正町、弥生町、浜ノ町、米川町、蓮池町、上道町、元町、中野町、福定町、竹内町、高松町、誠道町、新屋町、美保町、小篠津町、幸神町、表垣町、財ノ木町、三軒屋町、湊町、渡町、森岡町、芝町、清水町及び外江町

五 岩美郡国府町の区域のうち 大字奥谷、稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新町一丁目、新町二丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目、宮下、大字宮ノ下及び大字町屋字向土居

六 岩美郡岩美町の区域のうち 大字陸上字平磯、字七坂、字貝ヶ左近、字船揚場、字谷口、字寺山谷、字薬師谷、字上町、字寺屋敷、字西屋敷、字下塚畑、字隠畑、字口西ノ脇及び字西ノ脇、大字小羽尾字陸上坂、字船磯、字浜頭、字西ノ奥、字日井谷、字大池谷、字坂ノ下及び字小磯尾、大字大羽尾、大字牧谷字津崎、字碁石河原、字馬力谷、字浜口峠、字大木松、字小松大平、字小松黒嶋谷、字出向谷、字熊井浜、字熊井谷、字

嫁田、字浜田、字市坂、字砂浜、字吉田屋敷ノ上、字中屋敷ノ上及び字上屋敷の上、大字浦富、大字田後、大字網代、大字岩本、大字大谷字東町田浜、字中町田浜、字西町田浜及び字西山並びに大字岩井

七 岩美郡福部村の区域のうち 大字湯山字高浜、字池淵、字赤坂、字大嶋、字二ツ山及び字狐山、大字海土字高浜、大字細川字高浜及び湊並びに大字岩戸

八 気高郡気高町の区域のうち 大字浜村、北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、大字勝見、大字宝木及び大字酒津

九 気高郡鹿野町の区域のうち 大字鹿野及び大字今市

十 気高郡青谷町の区域のうち 大字青谷字遠崎、字灘町、字流町、字八軒屋、字大工町、字御蔵町、字中町、字空浜、字西浜、字北浜、字新屋敷、字東町、字前川、字背戸田、字次郎丸、字土手廻り、字江川、字東湯田、字西湯田、字二反草、字中繩手、字屋敷田、字橋詰、字瀬崎、字向瀬崎、字冬渡、字村内、字下寺地、字中畦、字露谷尻、字鷹繩手、字イタラズ及び字大茨

十一 東伯郡羽合町の区域のうち 大字上浅津字石指、字宮ノ本、字二ノ宮ノ本、字明德、字二ノ明德及び字雨龍土

十二 東伯郡東郷町の区域のうち 大字旭、大字龍島及び大字松崎

十三 東伯郡三朝町の区域のうち 大字三朝並びに大字山田字石湯、字北平、字市ヶ坪、字築瀬、字沢向、字先ノ土井、字馬場及び字土手下

十四 東伯郡関金町の区域のうち 大字関金宿

十五 東伯郡東伯町の区域のうち 大字八橋(字岩本及び字大成を除く。)大字徳万及び大字浦安

十六 西伯郡大山町の区域のうち 大山

十七 西伯郡名和町の区域のうち 大字御来屋